

北九州市行財政改革大綱

（平成 25 年度策定）

（外郭団体抜粋版）

平成 2 6 年 2 月

北九州市

第 1 基本的な考え方

3 取組みの概要

(2) 外郭団体改革

行政の補完的役割を担う外郭団体については、これまでも外郭団体としての役割を終えているものの廃止や、直営化や民間活用等機能の代替により、団体の統廃合に取り組んできました。

今後も、外郭団体の存在理由を含め、その運営について、「市の政策の一翼を担い、市が直接担うより効果的かつ効率的な事業運営ができ、民間委託等でできない、または適さない」という役割に照らして妥当であるか、絶えず見直しを行っていきます。

第2 改革の柱

Ⅱ 外郭団体改革について

1 基本的な考え方

(1) 外郭団体の役割

社会経済情勢の変化等を鑑み、「民間にできるものは民間に委ねる」という官民の役割分担の考え方を踏まえた上で、外郭団体の役割を改めて明確にします。

※外郭団体の役割

民間委託等でできない、または適さない業務について、市が直接担うより効果的かつ効率的な事業運営を行うことにより、市の政策の一翼を担う。

(2) 市の適切な関与による政策の実現

ア ミッションの明示と成果の視点による評価

市は、「市の政策の一翼を担う」外郭団体に対して、政策に沿ったミッションを明示した上で、そのミッションが適切に遂行されているかどうか、成果の視点で評価し、その後の市の政策展開に活用します。評価の手法としては、第三者機関を活用した仕組みを構築します。

イ 市職員の派遣等のあり方

市は、外郭団体を評価する中で、個々の団体の経営状況、ミッションの遂行状況等によって、適時適切な職員の派遣を行います。その際、必要最小限の派遣に止めることを基本とします。

市職員の外郭団体への再就職については、退職者の経験や能力を理由とした各団体からの要請に基づくものであることや、報酬や任期については公務内における再任用制度との均衡を図っていることなど、その現状を明らかにしながら、引き続き市民の理解を得られるよう努めます。

ウ 市の財政支出（補助金・委託料等）の精査

市から団体に支出している補助金・委託料等については、当該補助金・委託料の金額は妥当であるか、また成果を出しているか等の視点で常に精査します。

特命随意契約により、外郭団体に業務を任せている場合、「民間にできるものは民間に委ねる」という視点を踏まえ、民間やNPO等、真に担うことができる組織がないかどうかを精査します。

また、外郭団体の役割（民間委託等でできない、または適さない）に照らして、特命随意契約による委託が妥当である業務についても、市民に対して、より透明

性を確保する観点から、その妥当性等を検証・担保するための仕組みを導入します。

➤ **事業者への意思確認**

- ・委託事業参加者の有無を確認する公募を実施します。

➤ **新たな自己統制や外部評価の仕組み**

- ・事業者への意思確認を経ずに特命随意契約を行うもので、一定規模以上の契約について、副市長を筆頭とする内部組織に外部の委員を加えた「（仮称）外郭団体随意契約適正化委員会」でその妥当性等を審議します。
- ・上記のうち、継続的に特命随意契約を行う事業等については、概ね3年おきに、外部評価によりその妥当性等を審議します。

➤ **新たな情報公開の仕組みと情報公開項目の追加**

- ・毎年決算時期に外郭団体との随意契約の状況等についてとりまとめ、市議会に報告する「法人の経営状況の報告」に掲載し、議会に報告します。

エ 市の指導調整機能の強化

健全な団体運営を維持するため、市の指導調整機能を強化します。

(3) 外郭団体の効果的・効率的な事業運営

ア トップマネジメントの強化

外郭団体が、市のミッションに沿って、着実に成果を出していくためには、経営トップのマネジメント機能の強化が必要不可欠です。そのため、経営トップには、官民含め幅広い分野から、経営能力のある人材を登用します。

また、その権限と責任を明確にし、事業成果等に対する結果責任（説明責任）を求めます。

イ P D C Aサイクルによる事業運営

外郭団体としての事業の効果性・効率性を確保し、ミッションを着実に遂行するため、団体内における、P D C Aサイクルの構築を進めます。

ウ 監査機能の充実

公益財団法人においては、公益法人制度改革により、監事の機能が強化されていますが、外郭団体全てにおいて、コンプライアンスの強化を図るとともに、事業運営状況や財務状況のチェック等も含めた、団体内部における監査機能（チェック機能）の一層の充実を図ります。

エ 組織・人員体制の効率化

効果的な事業運営を実現しつつ、一層の組織の簡素化、人員の抑制に努める一方、団体が独自に採用する正規職員については、専門性や団体の継続性を考慮しながら、団体の自主財源で長期的に人件費を確保できることを前提として、団体

の裁量と責任により採用を行うこととします。

オ 給与体系の抜本的な見直し

団体職員の給与については、市や民間における給与の状況に準拠しつつ、各団体の経営状況等も踏まえたうえで、適正な給与体系・給与水準の検証を求めます。

カ 外郭団体における人材育成

外郭団体の運営体制を強化するためには、職員のスキルアップ及び意識改革が必要であることから、これまでの市による研修の実施に加え、外郭団体と市との間あるいは外郭団体間における人事交流の仕組みを構築します。

(4) その他

公益財団法人における基本財産のあり方

本市の財政状況が厳しい中、今後、公益財団法人の基本財産の保有については最小限に止め、それ以外の基本財産については、市に返還を求めます。

2 各団体の見直し

「外郭団体の役割」に照らし、各団体の今後のあり方について見直しを行います。主なものは以下のとおりです。

・ 解散する団体

北九州市土地開発公社

・ 統合を検討する団体

北九州産業学術推進機構及び九州ヒューマンメディア創造センター

北九州国際交流協会及びアジア女性交流・研究フォーラム

・ 特に具体的な成果が求められ、成果が見られなければ統廃合を検討する団体

国際東アジア研究センター

アジア女性交流・研究フォーラム（研究部門）

・ 事業範囲を見直す団体

北九州市都市整備公社（到津の森公園に特化）

北九州市住宅供給公社（民間競合部門を縮小）

・ 特に事業内容を精査する団体

北九州市芸術文化振興財団

北九州産業学術推進機構

・ 特に経営状況を注視する団体

北九州輸入促進センター

北九州テクノセンター

帆柱ケーブル

北九州高速鉄道

〈 公益財団法人 － 1 1 団体 〉

(1) 国際東アジア研究センター（総務企画局）

本市がアジアの中核的な産業都市として持続的な成長を実現するため、今後、アジア諸国の先進事例研究などの活動を推進し、研究成果を積極的に公表し、広報活動を強化します。

また、客観的な成果指標を平成 25 年度中に策定し、翌 26 年度から 3 年間、その成果を評価し、その結果によっては、大学等との統合又は廃止を検討します。

(2) 北九州国際交流協会（総務企画局）

多文化共生施策の一翼を担う専門組織としての役割を果たしつつ、今後は、行政と市民団体などとの協働による多文化共生社会構築の取組みを拡充するため、NPOやボランティア団体などの担い手の育成になお一層努めます。

また、より効果的・効率的な運営を図る観点から、他団体との統合について検討します。

(3) 北九州市芸術文化振興財団（市民文化スポーツ局）

市民に様々な舞台芸術を提供する公演事業については、質と量を維持しながら、収益向上策の工夫や事業形態の見直し等により、効率的な運営に努めます。

また、同団体が管理運営する施設について、民間でできるものはないかという視点で精査します。一方で、市直営の文化施設のうち、民間で担えない部門については、市に代わって新たな担い手となれるよう、環境の整備を行います。

(4) アジア女性交流・研究フォーラム（子ども家庭局）

研究部門については、国際的な視点からの男女共同参画に加えて、その時々行政課題等に対応し、市の政策課題である「第 3 次男女共同参画基本計画」の重点取組みに直結した業務を行い、その成果を市民に見える形で還元していきます。なお、成果が見られなければ、大学等との統合、又は、廃止を検討します。

また、既存事業をゼロベースで精査・見直し、同計画の具体的施策を具現化するための事業に集中して取り組みます。

(5) 北九州国際技術協力協会（環境局）

本市及び市内企業等に蓄積された産業技術を基に、海外諸都市の「産業」と「環境」の調和を目指した持続的な発展に寄与するため、今後も、海外からの研修生の受け入れや海外でのものづくりサポートなどの国際技術協力事業を積極的に推進します。

また、同団体が有する国内外のネットワークを活用し、本市及び関係機関等と連携を深め、国際協力さらには国際ビジネスを推進することにより、国際貢献、産業開発と環境保全の調和を目指します。

(6) 北九州市環境整備協会（環境局）

現在、同団体は、環境保全への貢献、ごみ収集における市民サービスの水準の維持、収集コスト面での民間への牽制などの役割を担っています。

今後、家庭ごみの収集業務の全面民間委託化を進める中で、委託化の進捗状況を十分に見極めながら、同団体のあり方や役割を検討していきます。

検査分析部門のうち、民間と競合する部分については、今後のそのあり方を検討します。

(7) 九州ヒューマンメディア創造センター（産業経済局）

同じ産業振興系の団体である北九州産業学術推進機構との統合について、両団体の特徴と事業を見直し、より効果的・効率的に事業を行うための役割分担や体制、事業内容などを精査します。

(8) 北九州産業学術推進機構（産業経済局）

これまでの取組みや成果について、評価・検証の上、今後とも本市の産業振興の原動力として同団体に求める役割を整理します。さらに、この役割を達成するために取り組むべき事業や組織体制について、必要に応じ有識者等の意見も踏まえながら、精査・検討します。

また、この検討の中で、九州ヒューマンメディア創造センターとの統合についても検討していきます。

(9) 西日本産業貿易コンベンション協会（産業経済局）

今後、策定を予定している、観光振興の柱となる新たなプランに基づき、コンベンションをはじめとしたM I C E（※1）事業の強化に取り組みます。

また、より効果的・効率的な誘致・集客体制を図るため、観光関連団体等との連携や統合も視野に入れた機能強化について検討します。

（※1）M I C E…企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際会議や全国規模の大会、学会等（Convention）、展示会・見本市、様々なイベント（Event/Exhibition）の頭文字をとった用語で、多くの集客・交流が見込めるものを言う。

(10) 北九州市都市整備公社（建設局）

平成26年度から、到津の森公園の指定管理業務に特化した団体として、これまで以上に組織をスリム化し、安定経営に努めるとともに、動物園を運営する団体として、市民に分かりやすい名称に変更します。

(11) 北九州市学校給食協会（教育委員会）

今後も、市立小中学校・特別支援学校に、安全で安定的な学校給食用物資の調達に努めるとともに、地産地消の取組みを進めるなど、食育の推進を図ります。

また、職員個々の能力向上に努め、協会の機能が十分発揮されるよう、業務の充実・見直しを図っていくことにより、さらなる経費削減に努めます。

〈 株式会社 ― 8 団体 〉

(12) 北九州輸入促進センター（産業経済局）

現在、A I Mビルへの積極的なテナント誘致活動により、経営状況が安定化してきており、施設設備の老朽化に伴う大規模修繕費用の負担も踏まえつつ、今後とも健全経営の維持に努めます。

(13) 北九州テクノセンター（産業経済局）

今後も、研究開発型の企業や公的機関及び一般テナント向け賃貸事業等を実施しながら、累積損失の解消に向けた取組みを継続していきます。

(14) 帆柱ケーブル（産業経済局）

今後も、平成22年度に策定した「経営改善計画」に基づき、健全経営の維持に努めます。

(15) 北九州高速鉄道（建築都市局）

沿線の少子高齢化等の進展による利用者数の減少や車両等大規模設備の更新など、今後も厳しい経営状況が見込まれるため、応分の受益者負担等も含め、中長期の経営計画を策定し、それに基づき、経営の安定化を図ります。

(16) ひびき灘開発（港湾空港局）

平成21年度からの5ヵ年計画に基づき、長期安定的な廃棄物処分場の確保、港湾・物流機能の活性化、北九州市及び地域発展の貢献、経営体制の強化と自立した組織運営を基本方針として事業を遂行しており、引き続き、長期的に健全な経営を維持するよう取り組みます。

(17) 北九州埠頭（港湾空港局）

業務の徹底した効率化、コスト削減を図るとともに、これまでの業務遂行実績や技術力による優位性を生かした競争力の強化を図ります。

また、自主事業の収益拡大に向けて、これまで培った高い技術力やノウハウを最大限活かしながら、大型荷役機械等の保守点検業務の受注に向けた営業活動やその他PR活動等に取り組みます。

(18) 北九州貨物鉄道施設保有（港湾空港局）

「北九州貨物ターミナル駅」施設は、JR貨物への長期貸付とし、経営面での安定性は確保されていることから、今後も、引き続き、長期的に健全な経営を維持するよう努めます。

(19) 北九州エアターミナル（港湾空港局）

今後も、空港ターミナルビルの管理運営の役割を担う経営主体として、長期的に健全な経営を維持する必要があるため、本市等との連携による路線誘致等、利用者数の

増加に向けた取組みを進めます。

〈 地方公社 ― 4 団体 〉

(20) 北九州市土地開発公社（財政局）

平成26年3月31日に解散する予定です。

(21) 北九州市道路公社（建築都市局）

安全性を確保しつつ計画どおりの着実な償還ができるよう、引き続き利用者の拡大に取り組めます。

(22) 福岡北九州高速道路公社（建築都市局）

安全性を確保しつつ計画どおりの着実な償還ができるよう、引き続き利用者の拡大に取り組めます。

(23) 北九州市住宅供給公社（建築都市局）

民間事業者と競合する賃貸住宅事業については、公社において中長期的な経営計画を策定する中で、賃貸住宅市場の動向等を踏まえ、その方向性を検討し、見直しを進めます。

これに併せて、公社が所有する賃貸住宅の維持・補修等についても、今後のあり方を検討します。

〈 社会福祉法人 ― 1 団体 〉

(24) 北九州市福祉事業団（保健福祉局）

平成22年度までに抜本的な見直しを行い、経営健全化を達成していますが、今後も引き続き、長期的に健全な経営を維持するよう努めます。